

# 高校卒業予定者の採用をお考えの皆さま



これからの新庄・最上地域の発展・活性化の担い手となる、活力あふれる若い“人財”を是非ともご採用いただきますようお願いいたします。

## ●令和6年3月高校卒業予定者の採用スケジュール

6/1～	求人受理開始	・・・事業所管轄のハローワークにご提出ください。
7/1～	求人票交付・学校への求人票提供・学校訪問開始	
9/5～	学校推薦開始	
9/16～	選考開始・内定開始	

※ 学校訪問は7月1日以降、事前に学校へ連絡の上行ってください。

※ 求人申込みの留意点については別冊『令和6年3月新規学校卒業者を対象とする求人申込みのご案内』もご参照ください。

## ●求人申込みについて

求人申込書には労働関係法令に準じた、正確で明確な求人条件の記載をお願いします。

### \* 仕事の内容

高校生は職業経験が少ないので、求人票を見て、どんなものを作っているか、どんな作業があるかなど仕事の内容が具体的にイメージできるように、できるだけ詳しく記入してください。専門用語や業界用語を極力避け、高校生にとってわかりやすい内容で記入するように心掛けてください。

### \* 募集人数

新規学卒者を対象とした募集計画は、生徒の就職先を決定する場合の重要な情報です。慎重に採用計画を立てて求人申込みを行ってください。「高卒・大卒どちらか1名」という募集はできません。中途採用・大卒者採用したから提出した高卒求人を取り消す、募集人員を減らす、といったことがないよう、適正な募集人数を記載してください。

求人提出後に取り消したり、求人数を減らそうとする場合は、あらかじめ管轄ハローワークにすみやかにご連絡ください。定められた届書の提出が必要となります。

### \* 固定残業代・諸手当

賃金には固定残業代や諸手当は含めないで記入してください。固定残業代や諸手当はそれぞれ所定の欄に記入いただき、固定残業代については内容を明記してください。

(記入例：固定残業代は●時間相当分、超えた分は追加で支給)

### \* 応募前職場見学

見学で職業・職場への理解を深めることにより、新卒者の適切な職業選択、事前の理解不足による就職後の早期離職の防止につながります。

※ なお、応募前職場見学はあくまで見学ですので、事前の採用選考の場とならないよう十分にご注意ください。

### \* 青少年雇用情報の提供

若者雇用促進法に基づき、新卒者等であることを条件とした募集・求人申込を行う場合に、職場情報の提供が必要となっています。求人申込書の所定の欄へ記入をお願いします。

※その他、求人申込書の書き方については、別添リーフレットをご覧ください。

※できるだけ、求人票の労働条件の変更等が生じないようにお願いいたします。

## ●採用内定の取消・入職時期の繰下げについて

採用内定取消や入職時期の繰下げを行わないようにお願いします。

新卒者の採用内定取消は、対象となった生徒や家族に計り知れないほどの打撃と失望を与えることになり、社会に対しても大きな不安を与えることとなります。内定を受けた生徒は企業を信頼してほかの企業を選ぶ権利を放棄している状況ですので、企業が内定取消を行うことの社会的責任は非常に重大です。

入職時期繰下げも、生徒の企業への信頼を損ね、入職後の生活に悪影響を与えかねない重大な問題です。

やむを得ず採用内定取消、入職時期の繰下げを行うこととなる場合はあらかじめ管轄ハローワーク及び学校に通知が必要となります。

## ●求人不受理について

ハローワークでは職業安定法に基づき、一定の労働関係法令違反があった事業所からの求人を一定期間受付できないものとしております。（なお、学卒求人だけではなく、一般求人についても受理できないこととなりました。）

不受理要件等詳細は別添リーフレットをご覧ください。

## ●労働関係法令に準じた、正確な求人条件の記載を

労働関係法令が守られた求人内容であることを確認し、求人受付を行います。

また、公開する求人内容と実際の条件等が異なるとトラブルになりますので、正しい記載をお願いします。

トラブルの例) 求人票にない勤務地を提示された、選考に記載のない作文や適性検査を実施された、試用期間のない求人なのに試用期間を設けられた など

## ●ユースエール認定制度



「ユースエール認定制度」とは、若者の採用育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を、若者雇用促進法に基づき、厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定する制度です。

認定を受けると、①ハローワークなどでの重点的PR ②就職面接会等への優先参加 ③認定マークの使用 などのメリットがあります。認定を受けた企業からは、学生や求職者へのアピール効果はもちろん、企業の知名度アップや社内での就労環境改善の意識付けに効果があったとの声も聞かれています。

詳しくはハローワークへお問い合わせください。

新規高卒者の採用に興味はあるけれど手続きの方法が分からないなど、ご不明な点がございましたらお気軽にハローワークにご相談ください。



新庄公共職業安定所  
(ハローワーク新庄)

0233-22-8609